２　建設業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る建設工事の注文者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該建設工事の注文者から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

第六条第一項中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改める。

第三十一条を次のように改める。

（法第二十六条の三第六項の規定による承諾に関する手続等）

第三十一条　法第二十六条の三第六項の規定による承諾は、注文者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る元請負人に対し電磁的方法（同項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）による通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該元請負人から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

２　注文者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る元請負人から書面等により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による通知をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該元請負人から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第五条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「こえない」を「超えない」に改め、「及び押印」を削り、同条第三項中「署名しよう」を「署名をしよう」に、「うえ」を「上」に改め、「及び押印」を削り、同条第四項中「及び押印」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十条第一項中「及び押印」を削り、同条第二項中「うえ、署名及び押印」を「上、署名」に、「行なう」を「行う」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第六条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第四号の表第三十二条第七項の項中「第三十二条第七項」を「第三十二条第九項」に改め、第四十九条第五号の表第三十二条第三項及び第八項、第三十三条第二項及び第四項の項中「及び第八項」を「、第四項前段及び第十項」に改める。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部改正）

第七条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（法第十二条第二項の規定による承諾に関する手続等）

第三条　法第十二条第二項の規定による承諾は、同項に規定する建設業を営む者（次項において「建設事業者」という。）が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る同条第二項に規定する対象建設工事を発注しようとする者（以下この条において「発注者」という。）に対し、電磁的方法（同項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該発注者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

２　建設事業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る発注者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該発注者から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部改正）

第八条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「承諾」を「承諾等」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　前二項の規定は、法第七十二条第七項の規定による承諾について準用する。この場合において、第一項中「係る当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は」とあるのは、「係る」と読み替えるものとする。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令の一部改正）

第九条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び押印」を削り、同条第二項中「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同条第三項中「及び押印」を削り、同条第四項中「及び押印」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第六条中「及び押印」を削る。

附　則

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　　義偉

条約

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年八月四日

内閣総理大臣　菅　　義偉

条約第十号

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書

千九百六十六年五月十四日にリオデジャネイロで作成された大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（以下「条約」という。）の締約国は、

条約の改正を行うために作業部会を設置する旨の大西洋まぐろ類保存国際委員会の勧告（勧告第十号（二千十二年）及び当該作業部会によって作成された改正のための提案の案を想起し、

改正後の条約に基づく漁業主体の参加に関する大西洋まぐろ類保存国際委員会の決議（決議第十三号（二千十九年）並びにまぐろ類又は海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類と認められる魚類に関する大西洋まぐろ類保存国際委員会の勧告（勧告第一号（二千十九年））（これらは、改正のための提案の不可分の構成要素であり、この議定書の確定に際し大西洋まぐろ類保存国際委員会によって採択された。）に留意し、

この議定書に定める条約の改正のための提案が新たな義務を含むことを考慮し、